

令和6年度 監査計画

本計画は、長崎市監査基準第2条第1項に掲げる監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施するため、同基準第7条第1項に基づき定めるものである。

監査等に当たっては、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とし、監査等の結果については、市民に分かりやすい表現での情報提供に努めることとする。

1 監査等の種類

実施する監査等の種類は、次のとおりとする。

(1) 監査

ア 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(ア) 定期監査

収入事務、支出事務及び現金等の管理に関する事務が適正に行われているか、原則として部局別に監査する。また、行政監査と併せて実施する。

監査の対象部局については、監査の網羅性を重視し、全所属を対象に、本庁機関は令和5年度から、出先機関は令和3年度から実施しているが、令和6年度はその最終年度であり、残りの本庁機関及び地域センターなどのすべての出先機関について実施する。

(イ) 工事監査

工事及び工事に係る業務委託に関する事務並びに工事監理が、関係法令及び諸規定に基づき適正に行われているか監査する。監査の対象部局については、工事及び業務委託を行っている部局から抽出し実施する。

イ 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(ア) 定期監査に併せて実施

業務改善を促すことに重点を置き、事務事業の執行が合理的か

つ効率的に行われているかなど、いわゆる経済性、効率性、有効性の観点から実施する。

(イ) 個別実施

事務処理の手續、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から監査を行う。

ウ 財政援助団体等監査

財政援助団体等（補助金等交付団体、出資割合が25%以上の出資団体及び公の施設の指定管理者）において、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか、また、長崎市による指導や監督が適切に行われているかなどを主眼に監査する。

監査の対象については、財政援助団体等の中から抽出して実施する。

(2) 検査

ア 例月出納検査

会計管理者及び上下水道事業管理者が保管する現金の毎月の出納について、現金の残高及び出納関係帳簿等の計数が正確であるか検証するとともに、現金の出納事務が正確に行われているかを検査する。

(3) 審査

ア 決算審査

一般、特別及び公営企業の各会計の決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数が正確であるか検証するとともに、歳入の確保、歳出の執行状況及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査する。

イ 基金運用審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であるか検証するとともに、基金の運用がその目的に沿って確実かつ効率的に行われているかを審査する。

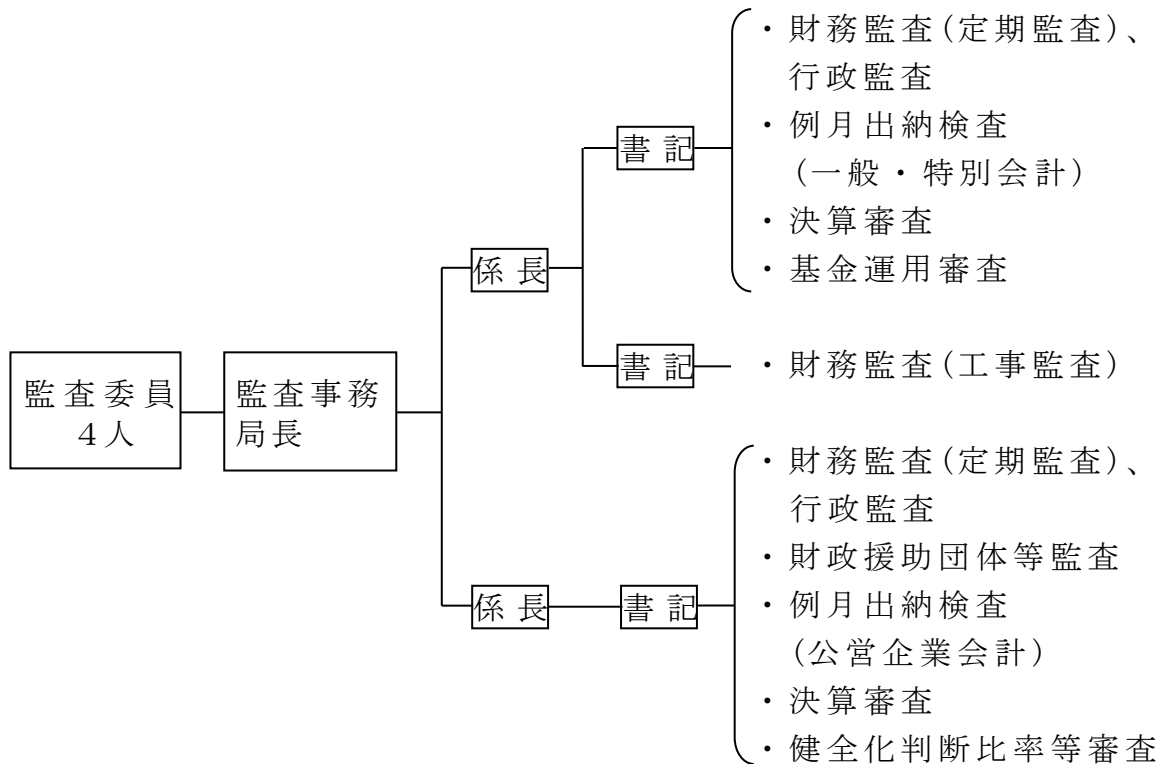
ウ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査する。

2 監査の対象及び実施計画

対象部局及び団体並びに各種監査の範囲、方法及び実施時期等の実施計画は別に定める。

3 監査の実施体制



4 その他

この「監査計画」に定めがない監査等を実施する必要がある場合は、そのつど別途定める。

また、監査結果における未措置事項の解消を図るため、適時、措置状況の報告を求めるよう努める。

さらに、監査結果の講評会の開催や職員研修会を通じて監査結果の事例を基に適正な事務執行のあり方を説明するなど、職員の資質向上に努める。

令和6年度年間監査計画表

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 財務監査			前期										
(1) 定期監査（部局別）	←										後期	→	
(2) 工事監査	←		前期						後期			→	
2 行政監査			前期										
(1) 定期監査に併せて実施	←										後期	→	
(2) 個別実施												→	
3 財政援助団体等監査 （補助団体・出資団体・指定管理者）												→	
4 例月出納検査													
(1) 一般・特別会計（原則毎月27日）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 公営企業会計（原則毎月27日）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 決算審査													
(1) 一般・特別会計													
(2) 公営企業会計													
6 基金運用審査													
7 健全化判断比率等審査													